

# NEWSWAVE

～ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ～

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田 2 0 0 - 2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

## 解雇など労働紛争解決の9割は金銭で 労使ともに現職復帰を避けたい? 訳も

厚労省の外郭団体がまとめた解雇などに関する労働紛争が「どのように解決したか」の調査結果によると、労働組合が驚いた「金銭の支払いによる解決が9割」を超えていた。紛争解決には全国労働局による「あっせん」（個別労働紛争解決制度）、「労働審判」（裁判所）、「訴訟上での和解」の3つの解決制度があって、この調査は合計約 1500 件が金銭解決だった。この結果に労組などから「解雇を容易に行うことにつながる」と反発が出ている。

解雇を巡る紛争は労使闘争といった個人よりも組織の利害に長年、比重が置かれた。時代が変わり労基法を見直すなど労使間の「古くて新しいテーマ」に安倍内閣の産業競争力会議が焦点を当てた。そもそも各々の社員は、労働審判など3通りの方法を知る必要がある。調査結果では政府が導入を目指す「解雇の金銭解決」制度の具体化に向け議論が始まろうとしている。

外国はどうか 米英独仏伊のほかスペイン、デンマーク、韓国、オーストラリアの9カ国の制度も調べた。米国を除く8カ国は「解雇に正当な理由が必要」（日本も正式文書が必要）で、不当解雇の場合、現職復帰か補償金での解決が可能という。金銭解決が多くなるのは労使ともに現職復帰は無理と分かっているが労働者は補償金額に不満だ。しかし拙速を避けたい有識者会議は解決に向けた取り組みを先送りした。

## 復興特別所得税の記載漏れ申告者 2014 年分は約7万人と大幅に減少

国税庁のまとめによると、2014 年分所得税等の確定申告における復興特別所得税の記載漏れ申告者は、約 7 万人と前年度分の確定申告より減少したことが分かった。

復興特別所得税は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の創設に伴い設けられたもので、2013 年から 2037 年までの確定申告については、所得税及び復興特別所得税を併せて申告・納付することとされている。

しかし、最初の申告となった 2013 年分確定申告では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」や e - T a x（国税電子申告・納税システム）などを利用せず、手書きにより申告書を提出した約 980 万人のうち約 4.7%に当たる約 45.7 万人が「復興特別所得税」の欄への記載漏れ（空白のまま）だったことが明らかになり、国税当局が記載漏れの申告者に対して、昨年末まで行政指導などの是正措置を図ってきた。

このようなことから、国税当局は 2014 年分所得税等確定申告に際しても、同庁ホームページ等を通じて復興特別所得税の記載漏れがないよう周知を行ってきた。2014 年分確定申告では、その効果もあり 2139.1 万人の所得税等申告人員の 0.7%に当たる手書き申告書提出者（約 900 万人）のうち、記載漏れ申告者は約 7 万人と前年分の 6 分の 1 弱まで減少し、記載漏れ割合も 0.7%まで低下した。

弊社では「MCS NEWS WAVE のメール配信」を促進しております！！  
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください

メールアドレス

@

FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。